

掛川市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。  
その関係図面は、平成27年4月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	病院北通り線	杉谷南一丁目15-1	杉谷南一丁目1-20	12.00m ~ 20.00m	366.60m
2	家代川東幹線	下垂木字鶉ノ瀬2240 -3	下垂木字一丁目田1915 -1	12.00m ~ 20.85m	718.99m